

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年6月30日

津山市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				津山市綾部東	無	令和4年度～令和8年度	綾部東環境を守る会
○				津山市西田辺	無	令和4年度～令和8年度	西田辺地域保全会
○				津山市瓜生原	無	令和4年度～令和8年度	瓜生原保全会
○				津山市桑下	無	令和4年度～令和8年度	桑下地域保全会
○				津山市八社	無	令和4年度～令和8年度	八社地域保全会組合